補助金調書

補助金名	福岡市地域まちづくり推進要綱に基づく活動費助成 担当課 住宅都市局地域まちづくり推通 (連絡先) 地域計画課(TEL092-711-43						
交 付 先	□ 団体	地域まちづく	地域まちづくり協議会		その他の補助金		
交付先決定方法	□ 非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	地域の持続的なまちづくり活動を推進するためには、地域での一体的な活動が必要であるため、補助対象を「地域まちづくり協議会」に限定している。 ※「地域まちづくり協議会」の登録条件は福岡市地域まちづくり推進要綱参照。						
補助開始年度	平成3 年	度 経過年数	28	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	地域の特性や課題に応じたまちづくりの計画的・総合的な推進に向けて、地域まちづくり協議会が組織され、地域の意見を反映した地区レベルのまちづくりの構想・計画づくりに取り組まれる場合において、協議会等の活動費の助成を行うことにより、地域の持続的なまちづくり活動を支援していくことを目的とする。 <助成対象事業> ①地域まちづくり協議会の体制づくりのための活動 ②地域まちづくりに関する知識習得のための活動 ③地域住民等への周知又は理解促進のための活動 ④地域まちづくり計画策定のための活動 ⑤事業化、地域のルールづくりに向けた合意形成のための活動 ⑥その他市長が認める活動						
補助金の終期		度 延長回数	1	回			
終期を延長する 理由	地域を取り巻く社会情勢の変化により、地域の特性や課題も様々であり、行政主導から地域主体によるまちづくり活動への転換が求められている現在、地域主体によるまちづくり活動を推進するためには、本制度による支援が引き続き必要であるため。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 活動初動期 200千円/年(3年限度) □ 定額 計画策定期 200千円/年(3年限度) 計画実現期 500千円/年(3年限度)						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準		、再交付の配分基準	隼· 審査基準】]			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年原	前年度		度	前々々年度	
	000	件 3	件	2	件 700 不用	3	件
	900 ○草ヶ江校区まちて		1200 千円 助成金200千	四を助成(700 千円 計画策定期)		900 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	 ○草ヶ江校区まちづくり協議会に活動助成金200千円を助成(計画策定期) 〈活動内容〉 ・第2次まちづくり計画・特定まちづくりルール策定 など ○香陵校区まちづくり期成会に活動助成金500千円を助成(計画実現期) 〈活動内容〉 ・まちづくり計画の周知活動,都市高速道路高架下の土地利用検討 など ○井尻地区まちづくり期成会に活動助成金500千円を助成(計画実現期) 〈活動内容〉 ・まちづくり計画の実現に向けたアンケート調査の実施 など 						
補助金交付による効果	各組織ともに、本市からの活動助成金を活用して、まちづくりに関する勉強会の開催や、広報誌を作成し、活動内容を地域全体で共有するなど、地域の主体的なまちづくりが進められている。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。